

令和7年12月3日

地域振興部スポーツ振興課

深川北スポーツセンターにおけるバドミントンの不正予約等について

1 対象施設等の概要

- (1) 対象施設 深川北スポーツセンター
- (2) 指定管理者 公益財団法人 江東区健康スポーツ公社（以下「公社」）

2 不正行為の概要

深川北スポーツセンターでは、バドミントンの個人利用時に定員48名（WEB予約38名及び電話予約10名）を先着順で受け付けている。

電話予約を担当する公社委託先事業者のスタッフのうち、責任者を含む3名が予約受付簿に事前に知人の氏名を記載し、利用の便宜を図る不正行為を継続的に実施していた。

なお、他のスポーツセンターでは、委託先事業者は当該事業者と異なるが、同様の不正行為は確認されていない。

3 発覚の経緯

令和7年6月、当該スタッフが電話対応で、「既に予約は終了しました。」と早期の段階で回答することに、委託元の公社職員が違和感を覚え、確認をしたところ、不正行為を行っていることを認めた。

その後の調査の結果、令和6年3月頃から継続的に不正行為が行われていたことが判明した。

また、当事者のうち1名は、スポーツセンター駐車場を無許可で利用し、障害者利用申請により料金を無料とする不正行為も発覚したため、公社は駐車場の委託先業者に報告し、対応を検討している。

4 対応経過

6月 3日 不正行為判明、事実関係調査

7月 25日 公社が委託先事業者に対し、スタッフ3名の配置転換と再発防止を指示

10月 9日 当該スタッフ3名の配置転換（退職）完了

10月 17日 公社から江東区へ一連の経緯の書面報告

10月 22日 本件プレスリリース

11月 7日 江東区から公社へ改善指示書発出

11月 19日 公社から区へ改善計画書提出

5 改善計画について

（1）概要

- ・公社全職員及び受託事業者全スタッフにコンプライアンス研修（公共施設の指定管理の意義、事故発生時の区への即時報告）を継続的に実施
- ・公社職員による予約受付ごとの受付簿の内容確認
- ・予約受付方法の検討
- ・駐車場の不正利用（38回、37,200円）の示談に向けた協議

6 今後の予定

- ・業務改善報告書を令和8年3月17日（火）までに提出